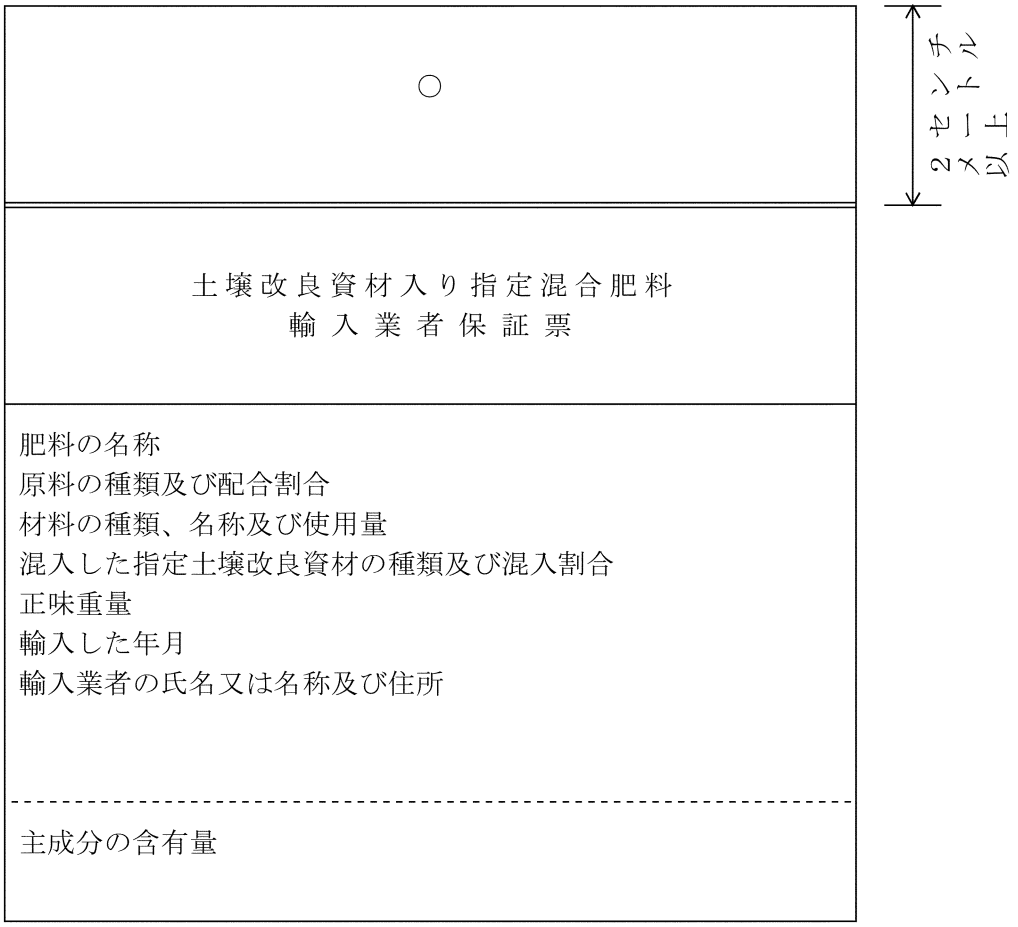
（ト）第11条第10項に規定する土壌改良資材入り指定混合肥料の場合



備考

１　様式第９号(イ)の備考第１号から第６号まで、第８号及び第10号の規定は、土壌改良資材入り指定混合肥料の場合における輸入業者保証票について準用する。この場合において、様式第９号(イ)の備考第８号中「「生産した年月」」とあるのは「「輸入した年月」」と、「「登録番号」」とあるのは「「肥料の名称」」と読み替えるものとする。

２　主成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。